

特別会計改革について
(説明資料)

平成25年5月7日

特別会計改革の流れ

平成17年

特別会計整理合理化計画骨子
〔平成17年12月21日 自民党行政改革推進本部
特別会計改革委員会〕

行政改革の重要方針
(平成17年12月24日閣議決定)

平成18年

簡素で効率的な政府を実現するための
行政改革の推進に関する法律



平成19年

特別会計に関する法律(特会法)

18年度:31会計
→ 23年度:17会計

平成24年

24年度:17会計51勘定
→ 27年度:11会計26勘定
(東日本大震災復興特会など経過的な特会を除く)

特別会計改革の基本方針
(平成24年1月24日閣議決定)



特会法改正法案
(平成24年通常国会に提出→廃案) 等

平成25年

平成25年度予算編成の基本方針
(平成25年1月24日閣議決定)

・「特別会計改革の基本方針」は当面凍結
・引き続き検討し、改革に取り組む

特別会計改革の検討の視点(案)

特別会計改革については、これまでも鋭意取り組んでおり、平成19年に成立した特別会計に関する法律により、特別会計数は31から17に大幅に減少している。(※東日本大震災復興特別会計を除く。)

また、特別会計の歳出についても、義務的な支出を除いた歳出純計額は、平成17年度の17.2兆円から平成25年度の8.2兆円に大幅に減少している。(※復興経費を除く。)

こうした状況を踏まえ、これまでの特別会計改革の内容を検証し、制度本来の趣旨に即し現下の経済社会情勢に対応した特別会計とするため、以下の3つの視点から改めて総括・点検し、真の改革に取り組む。

1 特別会計で行われる事務・事業について、引き続き国が実施するのではなく、民間や独立行政法人が実施した方が良いものがあるのではないか。

(検討にあたって、独立行政法人改革に関する議論を踏まえる必要。)

2 特別会計やその勘定は、できる限り一般会計化すべきか。それとも、受益と負担の関係の明確化の観点から、特別会計・勘定を存置して区分経理すべきか。

(検討にあたって、国民から見て透明性やわかりやすさが確保されているかの視点が必要。)

3 特別会計における剰余金について、一般会計への活用が適切に行われているか。また、積立金等について、その規模・水準が適正であるか。

(検討にあたって、各特別会計の負債規模等も踏まえて、各特別会計の財務の健全性が確保されているかの視点が必要。)

これまでの特別会計改革の取組①

行政改革の重要方針 (平成17年12月閣議決定)のポイント	特別会計に関する法律 (特会法)などにおける取組	最近の検討内容
<p><個別の特別会計の見直しの方針></p> <p>①事業の必要性の減じた特別会計は廃止</p>	<p>○特別会計数・勘定数の削減 18年度：31会計63勘定 →23年度：17会計51勘定</p>	<p>◇特別会計数・勘定数の削減 24年度：17会計51勘定 →27年度：11会計26勘定 (いずれも、経過的な会計・勘定を除く)</p>
<p>②事業の必要性は認められるとしても国自体が担う必要性の薄いものは民間にゆだねるものとし、必ずしも国が直接行う必要性の薄いものは独立行政法人化</p>	<p>○特別会計の独立行政法人化 ・国立高度専門医療センター</p>	<p>◇特別会計(勘定)の廃止、国以外への移管等 ・貿易再保険 [→独法改革の結果である新法人としての日本貿易保険に移管] ・自動車安全(自動車検査登録勘定) [→独法改革の結果である新法人設立に合わせて廃止] ・森林保険 [→移管先について早急に検討]</p>
<p>③一般会計からの繰入れが多額に上るなど一般会計と区分経理する必要性の薄れたものについては特別会計を廃止し一般会計事業とするほか、事業の性質により独立行政法人化等を検討</p>	<p>○特別会計(勘定)の廃止 ・国営土地改良事業 ・特定国有財産整備 ・登記 ・産業投資(社会資本整備勘定) ・自動車損害賠償保障事業(保険料等充当交付金勘定)</p>	<p>◇特別会計(勘定)の廃止 ・国有林野事業 [→債務管理特別会計を設置して債務を承継] [※改正法案成立済み] ・社会資本整備事業 [→空港整備は経過勘定化] ・交付税及び譲与税配付金(交通安全対策特別交付金勘定) ・食料安定供給(農業経営基盤強化勘定)</p>
<p>④事業類型が近似している特別会計で、特別会計としての区分経理の必要性の認められるものについては、行政改革の効果を確実に出すことを前提として、統合を行う</p>	<p>○特別会計の統合 ・厚生保険+国民年金 ・食糧管理+農業経営基盤強化措置 ・電源開発促進対策+石油及びエネルギー需給構造高度化対策 ・道路整備+治水+港湾整備+空港整備+都市開発資金融通 ・自動車損害賠償保障事業+自動車検査登録 ・産業投資+財政融資資金 ・船員保険+労働保険</p>	<p>◇特別会計(勘定)の統合 ・食料安定供給+農業共済再保険+漁船再保険及び漁業共済保険 ・年金(国民年金勘定+福祉年金勘定)</p>

これまでの特別会計改革の取組②

行政改革の重要方針 (平成17年12月閣議決定)のポイント	特別会計に関する法律 (特会法)などにおける取組	最近の検討内容
<p><特別会計全体についての改革></p> <p>①資産・負債や剰余金等のスリム化を徹底するなどし、今後5年間に於いて合計約20兆円程度の財政健全化への貢献を目指す</p>	<p>○特会法に、剰余金の一般会計繰入れや財政投融资特別会計の積立金の国債整理基金特別会計への繰入れの根拠規定を整備</p> <p>○各年度の予算で、特会法や特例法に基づき、財政投融资特別会計の積立金、外国為替資金特別会計の剰余金等を財源として活用</p>	<p>◇外国為替資金特別会計:積立金制度の見直し(剰余金等を政府短期証券償還に充てられるようにする)</p> <p>◇国債整理基金特別会計:前倒債発行収入金を翌年度に歳入化(剰余金の算定の適正化)</p>
<p>②歳入・歳出につき、所管別区分と主要経費別区分を行うとともに、純計額ベースで表示した所管別や主要経費別の予算参考資料を法定資料としての予算参考書類に含めるなど、抜本的に見直すこととし、国の財務状況の透明化を図る</p>	<p>○法定資料としての予算参考書類に、所管別・主要経費別の純計額を記載</p>	
<p>③特別会計法に定められた財政法の例外規定等を整理し、特別会計の会計情報については、開示内容・要件を統一的に明示するとともに、企業会計の考え方に基づく資産・負債も開示する</p> <p>特別会計の設立要件を厳格化するほか、既存の特別会計についても、5年ごとにその設置の要否を見直す条項を導入する</p>	<p>○特会法において、弾力条項・剰余金の処理・借入金・繰越し・財務情報の開示(企業会計慣行を参考として作成)等の共通ルールを整備</p> <p>○行政改革推進法(平成18年成立)において、特別会計の新設の制限や、5年ごとの見直しに関する規定を整備</p>	<p>◇東日本大震災復興特別会計の新設(復興庁の廃止とあわせて廃止する旨を法定) [※改正法案成立済み]</p>

これまでの各特別会計の改革の取組①

	行政改革の重要方針 (平成17年12月閣議決定)のポイント	特別会計に関する法律 (特会法)などにおける取組	最近の検討内容
社会資本整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・道路整備、治水、港湾整備、空港整備及び都市開発資金融通の5特会の統合 [平成20年度まで] ・空港整備特会の独法化等を検討 ・道路特定財源制度の見直し ・航空機燃料税の一般財源化を検討 [将来的には] ・一般会計からの繰入れが多額に上るなど一般会計と区分経理する必要性の薄れたものについては特別会計を廃止し一般会計事業とするほか、事業の性質により独立行政法人化等を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路整備、治水、港湾整備、空港整備、都市開発資金融通の5特会を社会資本整備事業特会に統合 [平成20年度] ・道路特定財源の一般財源化 [平成21年度] 	<ul style="list-style-type: none"> ◇空港整備勘定の廃止(当面は暫定的に経過勘定) ◇国管理空港等について公共施設等運営権の設定 ◇社会資本整備事業特会の廃止(治水勘定、道路整備勘定、港湾勘定及び業務勘定の一般会計化)

これまでの各特別会計の改革の取組②

	行政改革の重要方針 (平成17年12月閣議決定)のポイント	特別会計に関する法律 (特会法)などにおける取組	最近の検討内容
食料安定供給	<ul style="list-style-type: none"> 食糧管理特会及び農業経営基盤強化措置特会の統合 [平成19年度] 統合後に一般会計化・独法化を検討 土地改良事業について国と都道府県との役割分担を検討 [平成18年度末まで] 国営土地改良事業特会の一般会計化 [平成20年度まで] 	<ul style="list-style-type: none"> 食糧管理特会及び農業経営基盤強化措置特会を食料安定供給特会に統合 [平成19年度] 国は基幹的農業水利施設の機能向上を含む更新事業に施策を集中、都道府県は農地の整備等を重点化 [平成18年度報告書] 国営土地改良事業特会の廃止、一般会計化(未完了借入事業の工事が完了する年度まで経過勘定化) [平成20年度] 	<ul style="list-style-type: none"> ◇農業経営基盤強化勘定の廃止、一般会計化 ◇食料安定供給特会、農業共済再保険特会、漁船再保険及び漁業共済保険特会の統合(業務勘定の一体化) ◇米管理勘定、麦管理勘定及び調整勘定の統合 ◇再保険金支払基金勘定の廃止 ◇漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定及び漁船乗組員給与保険勘定の統合
漁船再保険 農業共済及び漁業再保険 漁業共済保険	<ul style="list-style-type: none"> 農業共済再保険特会及び漁船再保険及び漁業共済保険特会の在り方を検討 [平成20年度末まで] 事業類型が近似している特別会計で、特別会計としての区分経理の必要性の認められるものについては、行政改革の効果を確実に出すことを前提として、統合を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 農業共済再保険特会と漁船再保険及び漁業共済保険特会の統合の方針公表 [平成21年3月農水省] 	

これまでの各特別会計の改革の取組③

	行政改革の重要方針 (平成17年12月閣議決定)のポイント	特別会計に関する法律 (特会法)などにおける取組	最近の検討内容
国債整理基金	<ul style="list-style-type: none"> ・執行に要する費用の節減 ・日本銀行に取り扱わせる国債に関する事務の範囲を検討 [平成19年度末まで] ・一般会計からの繰入れが多額に上るなど一般会計と区分経理する必要性の薄れたものについては特別会計を廃止し一般会計事業とするほか、事業の性質により独立行政法人化等を検討 ・資産・負債や剰余金等のスリム化を徹底するなどし、今後5年間において合計約20兆円程度の財政健全化への貢献を目指す 	<ul style="list-style-type: none"> ・起債等事務取扱手数料等の見直し、減額 [平成19年度] ・新型窓口販売に関する応募金額集計事務等を日銀に移管 [平成20、21年度] 	<ul style="list-style-type: none"> ◇国債整理基金特会は整理区分会計であると明確にすべく、事務費を一般会計へ移管 ◇前倒債発行収入金について、翌年度に歳入化(剰余金の算定の適正化)
外国為替資金	<ul style="list-style-type: none"> ・一般会計の歳入への繰入れ ・執行に要する費用の節減 	<ul style="list-style-type: none"> ・剰余金の一般会計繰入 ・積立金の繰替使用による利払い費の節減 	<ul style="list-style-type: none"> ◇積立金制度の見直し(剰余金等を政府短期証券償還に充てられるようにする) ◇証券会社との債券貸借取引を可能にする等による運用効率の向上

これまでの各特別会計の改革の取組④

	行政改革の重要方針 (平成17年12月閣議決定)のポイント	特別会計に関する法律 (特会法)などにおける取組	最近の検討内容
交付税及び譲与税配付金	<ul style="list-style-type: none"> ・借入金に係る中期的な返済計画の公表 ・一般会計からの繰入れが多額に上るなど一般会計と区分経理する必要性の薄れたものについては特別会計を廃止し一般会計事業とするほか、事業の性質により独立行政法人化等を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・借入金の償還計画表及び今後20年の各年度の借入金限度額及び返済額を示す表を特会予算書に添付 [平成19年度] 	<p>◇交通安全対策特別交付金勘定の廃止(反則金収入は一般会計に受け入れた上で特会繰入れ)</p>
年金	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生保険特会及び国民年金特会の統合 [平成19年度] ・事業類型が近似している特別会計で、特別会計としての区分経理の必要性の認められるものについては、行政改革の効果を確実に出すことを前提として、統合を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生保険特会及び国民年金特会を年金特会に統合 [平成19年度] 	<p>◇国民年金勘定及び福祉年金勘定の統合</p>

これまでの各特別会計の改革の取組⑤

	行政改革の重要方針 (平成17年12月閣議決定)のポイント	特別会計に関する法律 (特会法)などにおける取組	最近の検討内容
貿易再保険	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者の参入の一層の促進等を通じた事務・事業の見直し(関連制度改正を検討[平成20年度末までを目途]) 	<ul style="list-style-type: none"> 民間保険会社の参入(平成17年度8社→平成20年度11社) 組合包括保険制度について自動加入から選択制の導入 [平成19年度] 日本貿易保険と民間損保による協調保険の実施 	<p>◆平成27年度末までに廃止、独法改革の結果である日本貿易保険(NEXI)に移管</p> <p>(参考)独法改革の閣議決定(24年1月) 「日本再生の基本戦略」を踏まえ、国の政策意図の反映など国との一体性を高めつつ経営の機動性を向上させるため、国際競争力や利用者の利便性に支障が生じないことを前提に、保険金支払債務等に係る政府保証、安定的な非課税措置、経済産業大臣による指揮監督、予算管理及び組織・事務等の機動性の在り方等を検討の上、全額政府出資の特殊会社に移行する。</p>
森林保険	<ul style="list-style-type: none"> 独法移管を検討 [平成20年度まで] 	<ul style="list-style-type: none"> 森林保険業務は独法に移管、政府による再保険を措置し、農業共済再保険特会と漁船再保険及び漁業共済保険特会を統合した特会で森林保険の再保険勘定を設ける方針公表 [平成21年3月農水省] 	<p>◆平成26年度中に廃止、国以外の実施主体への移管についての検討を早急に行い平成24年度中に結論を得る</p>
自動車安全	<ul style="list-style-type: none"> 自動車損害賠償保障事業特会及び自動車検査登録特会の統合 [平成20年度] 統合後にその性質に応じ、一般会計化・独法化を検討 事業類型が近似している特別会計で、特別会計としての区分経理の必要性の認められるものについては、行政改革の効果を確実に出すことを前提として、統合を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 自動車損害賠償保障事業特会及び自動車検査登録特会を自動車安全特会に統合 [平成20年度] 保険料等充当交付金勘定の廃止(保障勘定で実施) [平成20年度] 	<p>◆自動車検査登録勘定は、自動車検査・登録業務に係る独立行政法人改革の結果である新法人の設立に合わせて平成27年度末までに廃止し、一般会計に統合。自動車検査・登録業務は、独立行政法人改革の結果を踏まえ、独立行政法人の業務と一体化するなど、更なる効率化</p> <p>(参考)独法改革の閣議決定(24年1月) 国から移管される検査・登録業務の詳細が明らかになった段階で、法人の分類について改めて検討することとする。</p>

※「最近の検討内容」については、凍結中の「特別会計改革の基本方針」の内容を記載